

令和7年度山形県DXコミュニケーション展開支援・DX実現伴走支援事業 業務委託基本仕様書

第1 事業の目的

山形県では、将来において生産年齢人口の減少が見込まれ、山形県内の企業等（以下「企業等」という。）は少ない労働力で生産性の維持・向上をさせるためのDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進していく必要がある。

しかし、未だDXに対して無関心・様子見の企業等が多数存在しており、このような企業等に対して、積極的にアプローチして啓発等を実施していく必要がある。また、DXに取り組む意欲のある企業等であっても、対応できる人材がいない等の理由によりDXに取り組めない場合があり、課題の整理や解決に向けた支援が必要である。

このため、この事業は、DXに関し知識の豊富な専門家が、①企業等への訪問によるヒアリング等（ヒアリング及びDXレベル診断（DX推進指標又はこれに準じた独自の指標を用いて当該企業等のDXの水準を分析し、その結果を伝えることをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）を通じ、DXに取り組むための情報の提供や課題の抽出を行うとともに、DXに取り組む企業等を掘り起こすこと、及び②DXに取り組む意欲のある企業等が将来的に自走できるように伴走支援することを目的とする。

第2 委託業務名

令和7年度山形県DXコミュニケーション展開支援・DX実現伴走支援事業業務

第3 事業対象者

企業等

第4 事業対象予定者数

次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める数以上とする。

- 1 DXコミュニケーション展開支援事業 企業等 400社
- 2 DX実現伴走支援事業 企業等 4社

第5 委託業務の内容

1及び2に掲げる事業を実施すること。

1 DXコミュニケーション展開支援事業

この事業は、デジタル技術を活用する能力、情報を管理する能力及び中小企業の経営に対して指導する能力のいずれも有する者（デジタル大臣から任命されたデジタル推進委員であることが望ましい。以下「DXコミュニケータ」という。）が行う企業等への訪問によるヒアリング等を通じて、デジタル技術で解決可能な潜在的な課題を抽出し、解決策の提案や助言を行うとともに、DXに取り組む企業等の掘り起こしを行うものである。訪問に当たっては、DXに進む第一歩となるよう、その手段として、公益財団法人やまがた産業支援機構（以下「機構」という。）その他県内の産業支援機関への相談その他の橋渡しとなる取組みを行う。

この事業においては、達成目標件数（この事業の目的を達成するために必要な企業等への訪問によるヒアリング等の件数をいう。以下同じ。）を設定する。その件数は、400

社（令和6年度山形県DXコミュニケーション展開支援事業においてDXコミュニケータが訪問した企業等を除く。ただし、山形県が別に指定した企業等については、この限りでない。）以上とし、重複を除いた実数とする。

この事業の目的を達成するため、次に掲げる業務に取り組むこととする。

(1) 事業の企画・支援・管理業務

この事業を遂行する上での体制を構築し、事業責任者を置くこと。DXコミュニケータが行う企業等への訪問によるヒアリング等の計画（以下「訪問計画」という。）の立案、事業体制構築、DXコミュニケータに対する支援や管理業務を行うこととし、これらの業務には、次に掲げる内容を含むこと。

イ 訪問計画の作成

(イ) 訪問計画は、訪問先、訪問時期等を具体的に定めること。

(ロ) 達成目標件数以上の件数の訪問計画とすること。

(ハ) (ロ)にかかわらず、あらかじめ、山形県産業労働部産業技術イノベーション課（以下「所管課」という。）から提供する指定訪問先リストに記載された企業等（以下「指定訪問先企業等」という。）には必ず訪問することとし、達成目標件数から指定訪問先企業等への訪問によるヒアリング等の件数を差し引いた件数は、地域、業種、業態等のバランスを考慮して設定すること。この場合において、当該訪問計画は、所管課と協議の上、立案すること。

(ニ) (イ)から(ハ)までにかかわらず、直接の訪問が難しい場合の代替案についても検討し、状況に応じて対応可能な訪問計画とすること。

ロ 訪問先で使用するコンテンツの作成

少なくとも次の(イ)から(ホ)までに相当する資料を作成すること。この場合において、受託者が既に自身の事業で使用しているものを活用することを妨げない。その他、事業の遂行上、必要なコンテンツについても作成すること。

(イ) 訪問先にDXへの興味や関心を抱かせるコンテンツ

a 受託者が持つコンテンツその他外部で作成されたコンテンツ（著作権などの権利関係上、支障のないものに限る。）などを用い、訪問先の企業等がデジタル技術の利活用などに興味関心を持つようなものを作成するとともに、この事業を進めていく中で必要があれば、改善及び充実に取り組むこと。

b 企業等ごとに課題が異なることを想定し、当該課題に対応するコンテンツを作成すること。

(ロ) 機構その他県内の産業支援機関（以下「機構等」という。）への相談その他の橋渡し

機構等への相談その他の橋渡しとなる取組として、機構等のホームページ、パンフレット、チラシ等を活用し、所管課と協議の上、作成すること。

(ハ) ヒアリング等のマニュアル

訪問時の大筋対応などについては、マニュアルとして整備し、訪問者の如何を問わず一定以上の訪問業務が可能となるようにするとともに、当該マニュアルは、ヒアリング等の状況に応じて適宜改善すること。

(ニ) 訪問報告書

a 訪問先ごとに訪問の結果を整理したデータベースを整備するとともに、訪問者等が情報端末機器から入力可能なものとする。

b aのデータベースの入力項目には、少なくとも次の内容を含むものとする。

この場合において、(a)の従業員数、業態、売上規模及び立地並びに(b)から(e)までについては、データクレンジングを行うことなく分析できるよう、事前の分類やコード化、入力制限、表記ゆれの抑制などについて検討し、所管課と協議の上、作成すること。

(a) 企業等の情報（企業等の名称、従業員数、業態、売上規模及び立地（市・町・村））

(b) 外訪形態

(c) 企業等の抱えている課題カテゴリ

(d) 紹介内容

(e) 勧誘成果

(f) 面談概要

(g) 企業等の担当者の情報（氏名、役職及び連絡先）

(h) DXレベル診断の結果

(ホ) この事業に係る管理業務との連携

a この事業の事業責任者は、事業の業務プロセスを策定し、事業の進捗やメンバーの管理を行うこと。

b 機構等との連携プロセスを、所管課及び機構等と協議の上策定し、情報共有の体制や定期報告を含む連携の仕組みを構築すること。

c a及びbに掲げるもののほか、所管課をはじめ、この事業に必要となる機構等その他の関係機関との連携及び調整を図り、業務を円滑に進めること。

(2) 外訪業務

策定した訪問計画や外訪業務プロセスに従って企業等を訪問し、ヒアリング等を行うとともに、DXの必要性やメリットを伝えること（機構等の活用を促すことを含む。）。その際、次のイからニまでについては、必ず実施すること。

イ 外訪形態

対象企業等を訪れ、少なくとも(1)に定めた業務に必要な時間、ヒアリング等や説明などを行うこと。ただし、諸般の事情により直接訪問できない場合においては、次により外訪件数1件とみなすことができる。

(イ) DXに関するセミナー（以下「DXセミナー」という。）を開催した場合に、参集した企業等に対してヒアリング等を行うこと。

(ロ) 個別の訪問によるヒアリング等と同等の内容でオンラインによるヒアリング等を行うこと。

ロ DXコミュニケーターであることの提示及び機構等のコンテンツの活用

(イ) 外訪時には、DXコミュニケーターであることがわかるよう、山形県から発出する通知書を必ず携帯すること。

(ロ) 機構等について、パンフレット、ホームページ等であらかじめ必要な知識及び情報を習得し、機構等に関する主な質問には受託者自身が答えられるように準備するとともに、必要に応じて機構等へ問い合わせができるような体制を整備すること。

ハ 関係者の同行

所管課の担当者又は機構等の職員が同行を希望する場合には、必ず連携すること。

ニ 訪問先企業等の情報の共有

(イ) 訪問計画や活動内容、ヒアリング内容、その他訪問活動時に得た全ての情報は、定期的に所管課へ共有すること。この場合においては、当該情報を分析可能な状態

で保管されるようなアプリケーション・ツールを活用すること。

(ロ) 共有する資料は訪問報告書（任意様式）を基本とし、共有の方法は所管課と協議すること。

(ハ) この事業で得た企業情報等は全て山形県に帰属するものであること。ただし、受託者にて得た情報を自らの事業活動等に活用する場合には、この事業における情報収集前に適切なルールを所管課と協議の上定めて遵守するとともに、訪問先企業等にもその旨、説明を行って理解を得ること。

ホ その他

特段の理由なく目標を到達しない場合は、委託料から相応の減額をすることとし、金額については山形県と協議すること。

(3) DX推進コーディネータとの情報共有、助言等

イ 機構に所属しているDX推進コーディネータが効率的に企業等に訪問できるようにするため、(2)により収集した情報を所管課及びDX推進コーディネータに共有すること。

ロ DX推進コーディネータによる優先的な伴走支援が必要と思われる企業等のリストアップを行うとともに、DX推進コーディネータから助言を求められた場合には、適宜対応すること。

(4) DXセミナーの開催

イ DXセミナーを開催すること。この場合において、オンラインによる開催も認めるが、必ず1回は、会場を確保して開催すること。

ロ 会場を確保して開催するDXセミナーにおいては、DXセミナー当日に資料を配布すること。ただし、DXセミナー終了後に電子メールその他の手段により資料を配布する場合は、この限りでない。

(5) 広報支援

所管課からの広報物の配布依頼については、この事業の遂行に支障がない範囲で対応すること。

(6) その他

この事業の遂行に当たっては、この仕様書及び受託者による提案書に沿って適切に行うとともに、必要に応じて山形県と協議の上、実施すること。

2 DX実現伴走支援事業

DXに取り組む企業等4社以上に対し、おおむね6か月程度の期間において、実地及びオンラインによる集中的な伴走支援及びこれに付随する業務を実施すること。その主な内容は、次のとおりである。

(1) DXに取り組む意欲のある企業の探索等

イ DXコミュニケーション展開支援事業業務その他受託者が実施している他の業務において、DXに取り組む意欲のある企業等を探索し、山形県に推薦すること。推薦に当たっては、山形県が別に定める基準を参酌して評価すること。

ロ DXに取り組む意欲のある企業等を探索し、山形県に推薦する場合においては、次に掲げる事項を当該企業等に伝えること。

(イ) DX実現伴走支援事業の支援を受けるに当たって1社当たり10万円の自己負担金を要すること。

(ロ) (イ)の自己負担金の徴収は山形県により行われること。

- ハ 山形県が伴走支援先を決定する際に助言を求めた場合には、当該求めに応じること。
- (2) 現状認識と経営課題の整理
支援対象企業等の現状の整理と未来像を具現化し、両者のギャップから生じる経営課題を抽出するとともに、その優先度を明確化すること。
- (3) DXに関する目標設定と実現計画の作成
整理した課題からDXを進めていくための目標値を、例えば短期・中期・長期といった時間軸に沿って設定し、導入するITソリューション等の解決方法を含めた実現計画の策定を支援すること。
- (4) 計画遂行のためのDX推進体制構築
DX実現計画を進めていく上での社内推進体制の構築を支援し、支援から離れた後も自走できるような環境を整えること。
- (5) ITツール導入支援
適切なITツール等の比較衡量と選定を支援するとともに、その導入に当たって活用可能な補助金があれば活用を支援すること。
- (6) ITツール導入後のフォロー
ITツール導入後の状況確認と計画の進捗や効果を確認すること。
- (7) DX認定取得に当たっての努力
伴走支援を通じ、支援対象企業等が情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）第31条の規定に基づく経済産業大臣の認定の取得に向かえるように努めること。
- (8) DX推進コーディネータとの連携等
イ 機構に配置されているDX推進コーディネータの知見の涵養、県内企業等との信頼構築等のため、適宜情報共有を図ること。
ロ 伴走支援の状況について山形県から報告を求められたときは、適宜協力すること。
- (9) 事例執筆業務
イ 伴走支援におけるDXへの取組や、その変化・効果等について、支援対象企業等1社当たり1件以上の記事として執筆すること。
ロ 執筆する記事には、読み手が想像しやすいよう写真を挿入すること。
ハ 県ホームページ等において公表されることを想定して執筆すること。
- (10) その他
この事業の遂行に当たっては、この仕様書及び受託者による提案書に沿って適切に行うとともに、必要に応じて山形県と協議の上、実施すること。

第6 状況報告

受託者は、委託業務の履行状況について報告を求められた場合には、山形県の定める方法により速やかに報告すること。

第7 特記事項

- 1 この事業に関する事務は、受託者が行うこと。
- 2 受託者が、この業務委託により新たに制作した制作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）は、山形県に帰属するものとし、山形県は、これらの制作物（写真、イラスト、文章、ホームページ画面、データ等）を無償で自由に二次利用できるものとするとともに、制作者は山形県に対して著作人格者権を行使しないものとする。

- 3 制作物の中に第三者が著作権を持つ素材を利用する場合には、それぞれの著作権者と協議の上、利用を行うこととすること。二次利用についても同様とする。
- 4 制作物に係る著作権・肖像権処理等に関して第三者と紛争が生じたときは、受託者は直ちにこれを山形県に報告し、受託者の責任と費用負担において解決すること。
- 5 受託者は、この業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守しなければならないこと。
- 6 この事業の実施に当たっては、責任者を明確にし、所管課の職員その他の関係者との連絡を密にし、遺漏のないようにすること。
- 7 受託者は、この業務に係る契約の終了に伴い、他者にこの業務の引継ぎを行う必要が生じたとき所管課が判断した場合には、所管課の指示を仰ぎながら事前に必要な措置を講じるとともに、円滑な引継ぎを行うこと。
- 8 受託者は、この事業に係る苦情等について、責任を持って対応すること。
- 9 この事業の関係書類を整備し、保管すること。必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。
- 10 新型コロナウイルス感染症その他の感染症の拡大による移動の制限を余儀なくされた場合においても、事業の継続ができるよう対応策を講じること。

第8 その他

この仕様書に疑義が生じたとき又はこの仕様書に定めのない事項が生じたときは、その都度、山形県と協議するものとする。